

## ○鳥羽志勢広域連合公告式規則

〔平成16年10月1日〕  
規則第3号

（趣旨）

**第1条** この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第5項に規定する鳥羽志勢広域連合長（以下「広域連合長」という。）及び鳥羽志勢広域連合（以下「広域連合」という。）の機関の定める公表を要する規程以外の告示(以下「告示」という。)の公示について必要な事項を定めるものとする。

（告示の公示）

**第2条** 告示を公示しようとするときは、前文、公示の年月日及び広域連合長名を記入し、広域連合長印を押さなければならない。

2 告示は、鳥羽志勢広域連合公告式条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例第1号）第2条に定める掲示板に掲示して公示する。

（その他の公表）

**第3条** 前条の規定は、広域連合の機関の定める告示について準用する。この場合において、同条中「広域連合長名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（施行期日）

**第4条** 告示は、告示に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。